

従業員の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます 「人材育成支援コース」のご案内

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

幅広い訓練に
ご活用いただけます！

- 訓練**
- ① **人材育成訓練** : 10 時間以上のOFF-JTによる訓練
 - ② **認定実習併用職業訓練** : 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
 - ③ **有期実習型訓練** : 有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
 - ④ **中高年齢者実習型訓練** : 45歳以上の労働者を対象として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

助成率・助成限度額

(1) 助成率・助成額 ※ () 内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 ^(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 ^(注2)
①人材育成訓練	正規雇用労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
③有期実習型訓練 ^(注3)		75%	+25%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
④中高年齢者実習型訓練		60% (45%)	+15% (+15%)			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)

注1：e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。賃金助成は対象外です。

注2：訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

注3：正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかった場合であっても、支給決定時までに以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。

- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- ・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額^(注4、注5)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注4：賃金助成限度額（1人1訓練あたり）は、1,200時間。専門実践教育訓練については1,600時間。

注5：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで（有期実習型訓練については同一の事業主が同一の労働者に対して1回まで）

助成金受給までの手続きの流れと申請に必要な書類

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・労働者への周知

有期実習型訓練

人材育成訓練

認定実習併用職業訓練

中高年齢者実習型訓練

実習併用職業訓練に関する
厚生労働大臣の認定

訓練開始日の**30日前**までに実践型
人材養成システム実施計画を提出し、
厚生労働大臣の認定を受けます。

キャリアコンサルティングの
実施

訓練受講者はジョブ・カードを作成
し、事業主が作成した訓練カリキュ
ラムに基づき、キャリアコンサルタ
ント等による面接を受け、訓練の必
要性の有無について確認を受けます。

キャリアコンサルティングの実施

Step1 計画提出

- 所定の様式に基づき職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を**訓練開始日の6か月前から1か月前までの間**に管轄労働局に提出する

■ 主な提出書類

所定の様式	・ 職業訓練実施計画届（様式第1-1号） ・ 対象労働者一覧（様式第3-1号） など
添付書類	・ 訓練内容を確認できるカリキュラム など

Step2 訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

Step3 支給申請

- **訓練終了日の翌日から2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に申請する
※有期実習型訓練の場合は、支給申請日までに正社員転換が必要です。

■ 主な提出書類

所定の様式	・ 支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類 ・ OFF-JT実施状況報告書（様式第8-1号） など
添付書類	・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど） ・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など ・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

■ 人材開発支援助成金について

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

■ 人材開発支援助成金の電子申請について

※申請には「GビズID」の申請・取得が必要です

事業主の方へのご案内リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001108556.pdf>

